

災害時における相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成25年6月4日付けで、協定自治体間で締結した災害時における相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援経費の負担)

第2条 協定第1条各号に掲げる応援に要する経費は、原則、応援を行う自治体が負担するものとする。ただし、派遣職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受ける自治体が負担するものとする。

(連絡担当課)

第3条 協定自治体は、協定第4条に定める連絡担当課の名称及び電話番号、担当責任者の職氏名その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(ブロック体制)

第4条 被害状況及び必要な応援に関する情報を効率的かつ効果的に収集するため、地域的なブロック応援体制を整備する。

2 ブロック応援体制は、別表のとおりとし、大規模な災害により1次グループ内の協定自治体が全て被災した場合は、その1次グループが属する2次グループの協定自治体が情報収集等を行うものとする。

(統括自治体)

第5条 協定の運用に係る事務は、統括自治体において処理する。

2 統括自治体は、当該年度の嚶鳴協議会副会長自治体がこれに当たるものとする。ただし、嚶鳴協議会副会長自治体が協定自治体でない場合は、嚶鳴協議会会長の自治体がこれに当たるものとする。

(統括自治体の所掌事務)

第6条 統括自治体は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

- (1) 協定第4条第1項に定める連絡担当課の名簿調製
- (2) 協定第6条の定めにより協定自治体が協議する必要がある場合における会議の開催等の庶務に関する事務
- (3) 協定自治体間の情報連絡

(統括自治体の代行)

第7条 統括自治体が被災等によりその事務を遂行できない場合は、統括自治体が属する2次グループの協定自治体が協力し、その事務を代行するものとする。

(その他)

第8条 この実施細目により難しい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、統括自治体が定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成25年6月4日から適用する。

附 則

この実施細目は、平成28年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

1次グループ	2次グループ
釜石市	釜石市
小田原市	小田原市
木曾町	木曾町
恵那市	恵那市
大野町	大野町
東海市	東海市
田原市	田原市
養父市	養父市
日田市	日田市
竹田市	竹田市
多久市	多久市
沖縄市	沖縄市

嚶鳴協議会災害時相互応援協定賛同自治体
(自治体名 50 音順)

- ・ 恵那市 (岐阜県)
- ・ 大野町 (岐阜県)
- ・ 沖縄市 (沖縄県)
- ・ 小田原市 (神奈川県)
- ・ 釜石市 (岩手県)
- ・ 木曾町 (長野県)
- ・ 多久市 (佐賀県)
- ・ 竹田市 (大分県)
- ・ 田原市 (愛知県)
- ・ 東海市 (愛知県)
- ・ 日田市 (大分県)
- ・ 養父市 (兵庫県)

